

## 地域がん登録・全国がん登録の状況

## 地域がん登録

## ◆ 地域がん登録の推進

## 【目的】

東京都在住がん患者に係る情報を登録し、がんの罹患率及び生存率の計測等を行うことにより、東京都におけるがんの実態を把握し、がん対策の評価及びその推進を図る。

## 【事業内容】

- ◇ 医療機関から地域がん登録届出票データを収集
- ◇ 自治体から保健所で集約された死亡票(死亡診断書情報)を収集
- ◇ データ処理：届出票と死亡票の突合、標準方式で修正・重複除去、二次がんの集約など
- ◇ 届出票と死亡票の突合結果に基づき、遡り調査や生存確認調査を実施
- ◇ データ固定を行った上でデータ集計解析
- ◇ リーフレットによる地域がん登録の普及啓発(都民向け、医療機関向け)
- ◇ 医療機関実務担当者に対する研修会実施

## 【実務実施状況】

平成 24 年 4 月、都立駒込病院内に東京都地域がん登録室設置  
 平成 24 年 1 月 1 日以降の診断症例の収集開始  
 現在までに、遡り調査対象例を含めて 63 万件の届出票データを収集

## ◆ 全国がん登録開始に向けた取組

- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律」公布(平成 25 年 12 月)⇒平成 28 年 1 月 1 日施行
- ◇ 「がん登録等の推進に関する法律施行令」「がん登録等の推進に関する法律施行規則」公布(平成 27 年 9 月)
- ◇ 全国がん登録に関する医療機関説明会(平成 27 年 11~12 月、全 5 回)

## 全国がん登録と地域がん登録の比較

	全国がん登録	地域がん登録
法的根拠	がん登録等の推進に関する法律	健康増進法 16 条, がん対策基本法, 法 17 条 2 項, 付 16 条等
実施主体	国が主体, 都道府県は法定受託事務	地方自治体による事業
届出義務	あり(病院), 手上げ(診療所)	なし
義務不履行	違反勧告, 施設名公表	なし
届出〆切	診断の翌年末	任意
対象・項目定義	法令に基づく	研究班(第 3 次対がん総合戦略研究事業)の推奨
医療機関所在都道府県以外の居住患者の届出	医療機関所在地の都道府県	一般的には, 当該都道府県内の患者の届出を行う。県外患者の届出があった場合, 登録室がとりまとめて移送するか, 医療機関が直接当該都道府県に直接届出を行う
死亡情報	国(国がん)が, 全国分の死亡者情報票から一括して届出漏れと生存確認	都道府県が統計法 33 条で人口動態調査死亡票の 2 次利用申請し, 届出漏れ症例に遡り調査
拒否, 削除請求, 開示請求	認めない	都道府県による
医療機関への予後情報提供	請求に基づき届出医療機関に提供することが法に規定された	人口動態調査に基づく予後情報は, 第三者提供にあたるため, 慎重な対応が必要
データの研究利用手続	マニュアル等の判断基準に従い, 国又は都道府県の審議	都道府県による
秘密保持義務	がん登録推進法による, 医療機関, 都道府県登録室, およびその業務委託先にも秘密保持義務	個人情報保護法・条例等による